

岩手県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
つくし薬局土沢店	花巻市東和町土沢8区303番地1	令和7年8月8日
吉田歯科医院	陸前高田市高田町字鳴石22番地9	令和7年9月1日
とうごう薬局大船渡店	大船渡市猪川町字前田10番地19	〃